

# 富津市ひとり親家庭等 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母または父の仕事のスキルアップや資格取得を支援し、経済的自立の促進を図るため、厚生労働省が指定した教育訓練講座の受講修了後に受講費用の一部を支給します。

## ■ 対象者

市内在住（住民登録あり）の20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方
- ② 過去に教育訓練給付金を受給していない方
- ③ 講座を受講することが適職に就くために必要と認められる方

## ■ 対象講座

厚生労働省が指定した教育訓練講座が対象です。講座のレベルに応じて、「一般教育訓練講座」、「特定一般教育訓練講座」及び「専門実践教育訓練講座」があります。

具体的な講座は、厚生労働省のホームページで確認できます。

教育訓練検索システム



### 対象講座の例

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士（実務者養成研修含む）、介護職員初任者研修、美容師、調理師、栄養士、歯科衛生士、宅地建物取引士資格試験、大型（中型）自動車第一種・第二種免許、ファイナンシャルプランニング技能検定、簿記検定試験（日商簿記）、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格 ほか

## ■ 支給額

- ① 雇用保険制度による教育訓練給付金の受給資格がない方

本人が支払った受講費用の60%を支給します。上限額と下限額は以下のとおりです。

受給資格の有無は、ハローワークで確認できます

講座の種類	上限額	下限額
一般教育訓練講座	20万円	1万2千円未満は支給されません。
特定一般教育訓練講座		
専門実践教育訓練講座	40万円×修学年数 (160万円以内)	

- ② 雇用保険制度による教育訓練給付金の受給資格がある方

上記①の支給額から、雇用保険制度による教育訓練給付金の額を差し引いた金額を支給します。

## ・対象となる経費

受講者本人が教育訓練施設に支払った入学料、受講料、教材費及びその消費税

## ・対象とならない経費

検定試験の受験料、通学交通費、受講にあたり必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する行事費、学債など将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、支給申請時点で教育訓練施設への未納額 など

# 申請手続きの流れ

※講座の申込前に手続きが必要ですよ

## 1 事前相談

↓  
母子・父子自立支援員と事前に相談を行い、受講の必要性などを確認します。  
受講を希望する講座のパンフレットや講座の内容がわかる書類を持参してください。

## 2 講座の指定申請

こども家庭課で対象講座指定申請をしてください。

申請に必要な書類

- ①申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
- ②世帯全員の住民票の写し
- ③申請者の前年の所得証明書等（申請が1月～7月までの間は前々年）
- ④ハローワークから発行された教育訓練給付金支給要件回答書
- ※①～③については、児童扶養手当受給者は添付を省略できます。
- ※②、③については、公簿等により確認することを申請者が同意される場合は、添付を省略できます。

## 3 講座の申込・受講開始

↓  
講座の指定の可否を審査し、指定決定（却下）通知書により申請者に通知します。  
指定決定通知書が届きましたら、教育訓練施設へ講座の申込みをしてください。

## 4 給付金の支給申請

受講修了日から起算して30日以内に、こども家庭課で支給申請してください。

申請に必要な書類

- ①申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
- ②世帯全員の住民票の写し
- ③申請者の前年の所得証明書等（申請が1月～7月までの間は前々年）
- ④教育訓練施設の長が申請者の指定講座の修了を証明する書類
- ⑤教育訓練施設の長が発行した教育訓練経費の領収書
- ⑥雇用保険制度の教育訓練給付金が支給されている場合は、当該教育訓練給付金の額を証明する書類
- ⑦給付金の振込先に指定された金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し
- ※①～③については、児童扶養手当受給者は添付を省略できます。
- ※②、③については、公簿等により確認することを申請者が同意される場合は、添付を省略できます。

## 5 給付金の受給

支給の可否を審査し、支給決定（却下）通知書により申請者に通知します。  
また、支給申請時に指定された口座に給付金をお振り込みします。

## 6 その他

講座の指定申請した内容に変更が生じたときや、支給対象者でなくなったときは、届出が必要ですので、ご注意ください。